

米政策改革関連施策の着実な推進

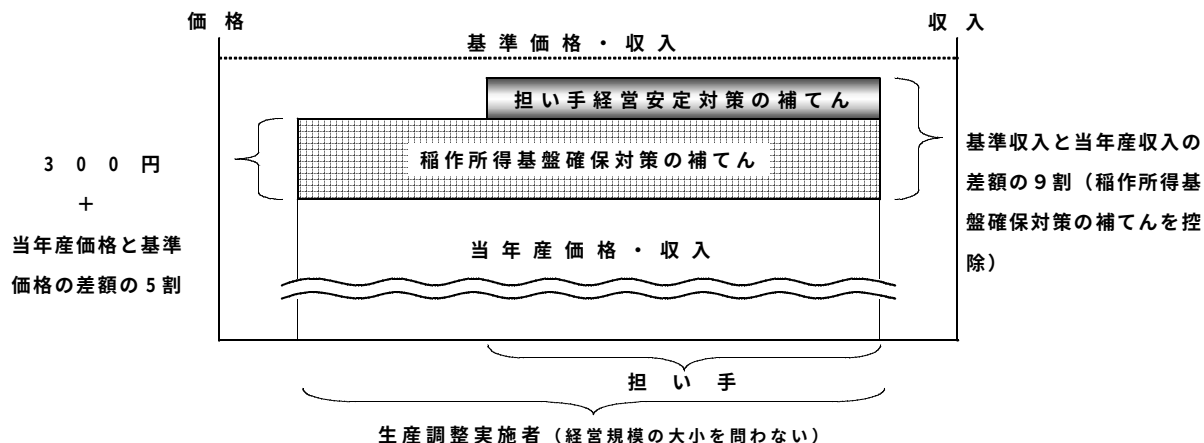
需要に応じた売れる米づくりを進め、農業者等による自主的な需給調整を推進するとともに、構造改革の加速化により担い手を育成・確保するため、産地づくりに対する支援、生産調整メリット等の需給調整対策を実施。

253,531(172,574)百万円

1 ポイント

- (1) 産地づくり対策 170,739(165,074)百万円
- ① 水田農業構造改革交付金 146,011(144,508)百万円
地域水田農業ビジョンの実現に向け、需要に応じた作物生産及び水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成する地域の取組を支援。
- ② 重点作物特別対策 20,928(14,261)百万円
担い手による需要に即した高品質の麦・大豆等の生産、耕種農家と畜産農家の連携による水田を活用した飼料作物の生産を支援。
- ③ 畑地化推進対策 3,800(0)百万円
地域合意のもとに計画的に畑地化を行う地域を支援。
- (2) 稲作所得基盤確保対策 53,750(0)百万円
米の生産調整のメリット対策として、生産調整実施者に対し米価下落の度合いに応じて補てん金を交付するため、生産者と国で資金を造成。
- (3) 担い手経営安定対策 11,500(0)百万円
米価下落による稲作収入の減少の影響が大きい担い手を対象に、稲作所得基盤確保対策の上乗せ措置として、稲作収入の減少の一定部分について補てん金を交付するため、生産者と国で資金を造成。

○ 稲作所得基盤確保対策と担い手経営安定対策のイメージ



- (4) 集荷円滑化対策 17,542(7,500)百万円
豊作による過剰米に対して、その販売可能価格に見合った短期融資を行い、出来秋の段階で市場から隔離することにより米価の下落を防止。
- ① 過剰米短期融資資金貸付金 7,500(7,500)百万円
過剰米短期融資事業の無利子短期融資に必要な原資の造成に対して、国から無利子貸付けを実施。
- ② 過剰米短期融資円滑化事業及び集荷奨励事業 10,042(0)百万円
過剰米処理対策の円滑な実施を確保するため、出来秋以降、主食用等と区分して集荷・保管するための経費等について支援を実施。

2 助成要件（（４）①にあっては融資要件）

（１）産地づくり対策

① 水田農業構造改革交付金

地域水田農業ビジョンの作成。交付金の使途は国の示すガイドラインの範囲内であること。個人交付する場合は、生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る生産者拠出を行っていること

② 重点作物特別対策のうち麦・大豆品質向上対策

助成対象者要件：認定農業者、特定農業団体等

品質等要件：農産物検査等級、容積重、タンパク含有率等

重点作物特別対策のうち耕畜連携推進対策

助成対象者要件：認定農業者、特定農業団体等

取組要件：団地化、稲発酵粗飼料、わら専用稲、資源循環等

③ 畑地化推進対策

助成要件：永久畑地化計画の作成、団地化、地域の拠出等

（２）稲作所得基盤確保対策

生産調整実施者であり、かつ、集荷円滑化対策に係る生産者拠出を行っていること

（３）担い手経営安定対策

以下のすべての要件を満たすこと

① 認定農業者又は一定の要件を満たす集落営農

② 一定規模以上の水田経営

③ 稲作所得基盤確保対策に加入

（４）集荷円滑化対策

① 過剰米短期融資事業（過剰米短期融資資金貸付金）

融資対象者：国の認定を受けた生産調整方針に従い生産調整を実施し、豊作による過剰米処理に係る拠出を行った生産者

貸付対象米穀：融資対象者が生産した豊作による過剰米のうち、主食用米等と区分して保管されたもの

② 過剰米短期融資円滑化事業

助成対象者：国の認定を受けた生産調整方針の作成者で集荷円滑化対策に加入しているもの

助成対象米穀：①の貸付対象米穀であり、翌年１０月末日まで区分保管されたもの、新規加工用途へ販売したもの等

③ 集荷奨励事業

助成対象者：②の助成対象者のうち産地出荷団体

助成対象米穀：②に同じ

3 事業実施主体

（１）：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会

（２）（３）：都道府県水田農業推進協議会

（４）①②：米穀安定供給確保支援機構

③：全国出荷団体

4 補助率

（１）（２）（３）（４）②：定額

（４）③：１／２

[担当課：総合食料局計画課（０３－３５０１－３７９８（直））]